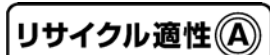


令和 8 年 第 二 回 都 議 会 定 例 会

文 書 質 問 趣 意 書

提 出 者 岩 永 や す 代



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用しています
石油系溶剤を含まないインキを使用しています

質 問 事 項

- 一 プレイパークの拡充について
- 二 都立中央図書館のユニバーサルデザインの取組について
- 三 都営住宅における高齢化対策について

一 プレイパークの拡充について

今定例会の会派の代表質問で、子どもの遊びと幸福度は密接に関係しているという視点から、子どもにとっての遊びの意義や重要性について、都の認識を質しました。子供政策連携室長から「子供は遊びを通じて友達同士で関わり合いながら、様々なことに自ら挑戦することによって実社会で生きる力を育んでいく」と答弁がありました。

日本では平日の外遊び日数が「0日」の小学生が78%、放課後に一緒に遊ぶ友達が「0人」の子どもが18%にのぼるとの調査結果もあります。また、都内の公園にはボール遊びをはじめとする禁止事項の看板が立ち並び、近隣からの苦情も多く、思い切り遊べる広い場所が減っているのが現状です。子どもたちが思いっきり遊べる遊び場を、もっと都内に増やす必要があります。

東京都では、2021年にこども基本条例が制定され、子どもの意見を反映した遊び場づくりやプレーパークの実施や子どもの居場所づくりが各地で広がってきていますが、子どもが一人で行ける身近な場所にもっと遊び場が必要ですが、都心部では広いスペースが少ないという課題もあります。

そのような中、昭島市では、小学校の校庭の一角をプレーパークとして開放し、在校生だけでなく地域の子どもたちも遊んでいます。子どもや保護者から「うちの小学校でも実施してほしい」という声が届くなど、好評と聞いています。このような取り組みを都内で広げていくために質問します。

- 1 昭島市の小学校の校庭の一角をプレーパークとして活用した事例について、実施団体に対する、都の具体的な支援内容を伺います。
- 2 小学校の校庭の一角をプレーパークとして活用するためには、市教育委員会や学校の協力が欠かせません。昭島市の事例では、プレーパーク

事業の実施にあたりどのような協力体制が取られたのか伺います。

- 3 昭島市の小学校の校庭の一角をプレーパークとして活用した事例について、遊んでいる子どもや保護者などから、都にどのような声が届いたのか伺います。
- 4 都は校庭を活用したプレーパークの取組の効果をどのように受け止め、本事例をどのように活かしているのか伺います。
- 5 子どもの遊び場・居場所であるプレーパークの取り組みが都内各地で広がるように、都として後押しすることが重要と考えますが都の認識を伺います。
- 6 地域の中にある広い公共空間である学校の校庭を活用したプレーパークの取り組みを広げていくことを要望しますが、都の所見を伺います。
また、課題となっていることがあれば伺います。

二 都立中央図書館のユニバーサルデザインの取組について

新たな都立中央図書館整備に向けて策定された基本方針では、「誰もが知的創造・発信を生み出せる図書館」をコンセプトの一つとして掲げ、子どもから大人、障がいのある人など、誰もが創意工夫しながら多様な創作に取り組むことができることが示されています。

ハード面・ソフト面の両面においてユニバーサルデザインを進め、誰もが利用しやすい図書館となるために、質問します。

- 1 都立図書館においては、移動のバリアフリーなどハード面でのユニバーサルデザインだけでなく、館内表示や情報伝達といったユニバーサルデザインも必要です。視覚障がいのある人や色覚特性のある人にも見やすい表示は重要ですが、新たな都立中央図書館ではどのような取り組みが検討されているのか、また今後どのように検討していくのか伺います。

2 読書バリアフリーについて、どのような取り組みが検討されているのか、また今後どのように検討していくのか伺います。

3 都立多摩図書館の「こどものへや」には、特別な配慮を必要とする子どもを対象としたアクセシブルな本のコーナー「りんごの棚～だれでもよめる子どもの本～」が設置され、好評です。

スウェーデンの図書館で始まり世界中に広がった「りんごの棚」は、障がいの有無にかかわらず全ての子どもに読書の喜びを届けたいという願いから生まれたもので、誰もが楽しめる工夫が施された多様なバリアフリーの本が置かれています。絵や写真を多く使い易い言葉で書かれたLLブック、布の絵本、大きな文字の絵本、外国語の絵本などが並んでいます。

新たな都立中央図書館においても「りんごの棚」を設置し、誰もが本に親しめる環境整備を進めるべきと考えますが、見解を伺います。

4 「りんごの棚」の取り組みを、都立特別支援学校の学校図書館にも広げていくことを要望しますが、所見を伺います。

5 新たな都立中央図書館では、子どもたちが自由にくつろぎながら本を読めるスペースや、乳幼児を連れた親子も利用できる読み聞かせスペースの設置が必要と考えますが、どのように検討されているのか伺います。

三 都営住宅における高齢化対策について

東京都の高齢化率は全国平均より低いとはいえ、高齢者人口は300万人以上で推移しています。とりわけ都営住宅においては高齢者が多く、名義人が65歳以上の世帯の割合は68.5%、75歳以上だと全体の約49%となっています。

福祉的対応は、都営住宅の住所地である区市町村が行うのが基本である

とは認識していますが、今後も高齢者数の増加は見込まれ、都営住宅内でも高齢者対策を強化する必要があります。

都営住宅に住む高齢者とその家族が安心して暮らせるようにするため、以下の通り質問します。

- 1 高齢化による課題はさまざまありますが、ごみ屋敷等の問題は、孤独や認知症などがきっかけで始まることもあり、早期発見が深刻化の防止になると言われています。課題の気づきにつながるようなしくみは、都営住宅においてどのようなになっているか伺います。

また、課題を発見した後の区市町村や関係機関との連携はどのようなになっているでしょうか。

- 2 ごみ屋敷等が深刻化した場合は長期化することが多く、団地自治会などの自助では解決せず、役員や近隣居住者が疲弊しているケースを耳にします。J K Kを介し区市町村や関係機関と連携し、改善や解決した好事例について知りたいという声がありました。プライバシーに配慮した事例集を作成し、自治会に配付して対象者への接し方や相談先、連携機関とのつながり方などの参考にしてもらうことについて、見解を伺います。

- 3 主が亡くなった後に遺される60歳にわずかに満たない子どもなど、都営住宅の例外での許可を含めた使用承継制度の対象にならないが、住まいの確保に困難が予想されるケースを把握した場合、事前に居住支援協議会や居住支援法人など相談先を紹介するなどの対応が必要と考えますが、見解を伺います。

令和 8 年 第二回 都議会 定例会

岩永やす代議員の文書質問に対する答弁書

質 問 事 項

一 プレイパークの拡充について

- 1 昭島市の小学校の校庭の一角をプレーパークとして活用した事例について、実施団体に対する、都の具体的な支援内容を伺う。

回 答

都は、令和５年度及び令和６年度に「子供の『遊び』推進プロジェクト」として多様な遊びを経験できる「遊び」体験イベントを実施しました。
本事例は、当該事業において採択した取組の一つです。

質 問 事 項

- 一の２ 小学校の校庭の一角をプレーパークとして活用するためには、市教育委員会や学校の協力が欠かせない。昭島市の事例では、プレーパーク事業の実施にあたりどのような協力体制が取られたのか伺う。

回 答

本事例の実施に当たり、プレーパークを運営する団体と市教育委員会との間で協議が行われました。

質 問 事 項

- 一の３ 昭島市の小学校の校庭の一角をプレーパークとして活用した事例について、遊んでいる子どもや保護者などから、都にどのような声が届いたのか伺う。

回 答

参加した子供や保護者からは、「いろんな遊びがあってとても楽しかった」や「子供たちがのびのび自由に遊べ、とてもいい遊び場だった」といった感想が寄せられました。

質 問 事 項

一の4 都は校庭を活用したプレーパークの取組の効果をどのように受け止め、本事例をどのように活かしているのか伺う。

回 答

本事例では、小学校の校庭に、土の山、水遊び場、木工滑り台等を配置し、子供たちが自由な発想や工夫で遊べるプレーパークが開設されました。

都は、区市町村向けの成果報告会において、本事例を紹介したほか、事例集にも掲載し、区市町村等へ周知しました。

質 問 事 項

一の5 子どもの遊び場・居場所であるプレーパークの取り組みが都内各地で広がるように、都として後押しすることが重要と考えるが、都の認識を伺う。

回 答

都は、今年度、プレーパークの整備に取り組む区市町村への支援を行っ

ています。

また、整備の参考となる先行事例などを共有することで、ハード・ソフトの両面からプレーパークづくりを促進しています。

質 問 事 項

一の6 地域の中にある広い公共空間である学校の校庭を活用したプレーパークの取り組みを広げていくことを要望するが、都の所見を伺う。また、課題となっていることがあれば伺う。

回 答

学校教育法では、学校教育上支障のない限り、学校の施設を公共のために利用させることができるとしています。

質 問 事 項

二 都立中央図書館のユニバーサルデザインの取組について

1 都立図書館においては、移動のバリアフリーなどハード面でのユニバーサルデザインだけでなく、館内表示や情報伝達といったユニバーサルデザインも必要である。視覚障がいのある人や色覚特性のある人にも見やすい表示は重要だが、新たな都立中央図書館ではどのような取り組みが検討されているのか、また今後どのように検討していくのか伺う。

回 答

都立中央図書館整備に係る基本方針の策定に当たっては、有識者から、全ての人がアクセスできる建物にしてほしいとの意見があり、それを踏まえて検討を行います。

質 問 事 項

二の２ 読書バリアフリーについて、どのような取り組みが検討されているのか、また今後どのように検討していくのか伺う。

回 答

都立中央図書館整備に係る基本方針では、読書バリアフリー法に留意し、障害のある方でも点字資料等にアクセスしやすい環境の整備を行うこととしています。

質 問 事 項

二の３ 新たな都立中央図書館においても「りんごの棚」を設置し、誰もが本に親しめる環境整備を進めるべきと考えるが、見解を伺う。

回 答

都立中央図書館整備に係る基本方針では、読書バリアフリー法に留意し、障害のある方でも資料にアクセスしやすい環境の整備を行うこととしています。

質 問 事 項

二の４ 「りんごの棚」の取り組みを、都立特別支援学校の学校図書館にも広げていくことを要望するが、所見を伺う。

回 答

都立特別支援学校の図書館においては、各学校の判断により、必要な蔵書を整備しています。

また、都立図書館による支援の一つとして、バリアフリー図書の貸出しを都立特別支援学校に行っています。

質 問 事 項

二の５ 新たな都立中央図書館では、子どもたちが自由にくつろぎながら本を読めるスペースや、乳幼児を連れた親子も利用できる読み聞かせスペースの設置が必要と考えるが、どのように検討されているのか伺う。

回 答

都立中央図書館整備に係る基本方針では、一人で本を読んだり、話したり、くつろいだりできる多様な閲覧席を設けることとしています。

質 問 事 項

三 都営住宅における高齢化対策について

１ 高齢化による課題はさまざまあるが、ごみ屋敷等の問題は、孤独や認知症などがきっかけで始まることもあり、早期発見が深刻化の防止

になると言われている。課題の気づきにつながるようなしくみは、都営住宅においてどのようなになっているか伺う。また、課題を発見した後の区市町村や関係機関との連携はどのようなになっているか伺う。

回 答

都営住宅では、65歳以上の高齢者世帯等で希望する世帯を対象に、巡回管理人がおおむね2か月に1回以上の定期訪問を行っており、関係機関への相談が必要と認められる場合には、区市町の福祉部門等と情報共有し、連携して対応しています。

質 問 事 項

三の2 ごみ屋敷等が深刻化した場合は長期化することが多く、団地自治会などの自助では解決せず、役員や近隣居住者が疲弊しているケースを耳にする。J K Kを介し区市町村や関係機関と連携し、改善や解決した好事例について知りたいという声があった。プライバシーに配慮した事例集を作成し、自治会に配付して対象者への接し方や相談先、連携機関とのつながり方などの参考にしてもらうことについて、見解を伺う。

回 答

都営住宅では、自治会活動への支援として、自治会代表者等による「自治会懇談会」を定期的を開催し、各団地が抱える課題やその解決方法等の共有を図っています。

また、自治会向け広報紙「すまいのきずな」を発行・配布し、他の自治会の取組事例や活動に有用な情報を定期的に提供しています。

質 問 事 項

三の３ 主が亡くなった後に遺される60歳にわずかに満たない子どもなど、都営住宅の例外での許可を含めた使用承継制度の対象にならないが、住まいの確保に困難が予想されるケースを把握した場合、事前に居住支援協議会や居住支援法人など相談先を紹介するなどの対応が必要と考えるが、見解を伺う。

回 答

使用承継の対象とならない方には、6か月の退去猶予期間を設けるとともに、公社住宅の募集情報の提供、区市町の相談窓口の紹介などを行い、丁寧に対応しています。